

PiT 会員制度概要のお知らせ

株式会社アンビシヤス

このたびは、レンタル収納スペースをご契約いただき誠にありがとうございます。PiT 会員制度ご加入によるサービス内容を以下の通りご案内申し上げます。

記

1. 財物（保管物）の盗難・火災等についての保証サービス

皆様の大切な財物（保管物）を万一の事故から守るため最大 50 万円までの補償を行うサービスです。本補償の引受保険会社は Chubb 損害保険であり、取扱仲立人（事故対応を含む）は株式会社日本総険となります。

万が一事故が発生した場合は、下記の窓口にご連絡をお願い致します。

<事故対応サービス窓口>

担当部署：株式会社日本総険 CS 部 担当：橋津（はしづ）・溝渕（みぞぶち）

住所：〒763-0084 高松市丸亀市飯野町東二 844-1

TEL：0800-777-0919 / FAX：0877-85-7311 / メールアドレス：jiko@iba-ns.co.jp

本保証の概要は下記のとおりです。内容をご確認の上、本書を保管くださいますようお願いいたします。

○事故発生

保管物に事故が発生した場合は、直ちに事故対応サービス窓口までご連絡をお願い致します。ご連絡が遅れた場合、本制度による補償が出来ない場合がございます。また、保険金請求権には時効（3年）がございますのでご注意ください。

事故発生の際には以下の3点のご確認及びご協力をお願い致します。

- ①損害発生の日時、場所、損害状況、損害の程度およびこれらの事項について証人となる者がいるときは、その者の住所・氏名を確認する。
- ②保管物が盗難された場合には、その旨を最寄りの警察署へ届け出る。
- ③前記書類のほか提出を求められた場合は、それに応じる。

○損害額の決定

お支払いする損害保険金の額は、次の基準により算出されます。

- ・修繕可能な場合は、事故発生直前の状態にするための修繕費を基準として算出します。

※修繕をすることにより、保険の対象の価値が事故発生直前の状態を上回る場合（耐用年数が伸びる場合などを含みます）はその分を差し引いて保険金が支払われます。

- ・修理不可能な場合や盗難された場合などは、損害が生じた時価が基準となります。

○保険金額 1室あたり 1事故 50万円限度

○自己負担額 なし

○保険金を支払う場合

- ①レンタル収納スペースに収納されている「財物」（以下「保管物」）が、火災、落雷、破裂・爆発、風災・雹災・雪災、台風、暴風雨、豪雨などによる洪水、土砂くずれ等の水災による損害、車両の衝突または接触、

給排水設備の事故による水濡れ、騒擾又は労働争議に伴う暴行・破壊、盗難、破損・汚損により損害を被った場合、レンタル収納スペース利用者に保険金が支払われます。

②火災、落雷、破裂・爆発等によって保管物が損害を受けたために生ずる費用（臨時費用）に対して、上記①とは別に支払われます。

○免責事項（保険金をお支払いできない場合）

- ・レンタル収納スペース利用者の故意、重大な過失による損害
- ・保管物の自然の消耗、さび、かび、変色などの損害
- ・瑕疵、ねずみ喰い、虫喰いなどによる損害
- ・汚損、塗料のはがれなどの単なる外観の損傷による損害
- ・置き忘れまたは紛失による損害
- ・保管物に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- ・戦争、暴動、その他の事変、差し押さえ、没収、または核燃料物質等による損害
- ・保管物の修繕費のうち、航空輸送によって増加した費用
- ・地震、噴火またはこれらによる津波による損害
- ・電氣的事故または機械的事故による損害

○保管物から除外される主なもの（下記のものにつきましては、保険の対象外となります）

- ・1個または1組の価額が30万円以上の書画・骨董・美術品・宝石・貴金属、楽器など
- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類するもの
- ・覚せい剤等の薬物
- ・ヨットおよびモーターボート
- ・自動車、バイク
- ・食料品
- ・稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、模型、証書、帳簿、その他これに類するもの
- ・その他「規約」で保管が禁止されているもの。

○保険金の請求

保険金請求書等の必要書類が全てそろったものを保険会社が受領後、30日以内に保険金が支払われます。

2. ご解約後のリピート契約時の契約手数料無料サービス

レンタル収納スペースの解約後、再度レンタル収納スペースをご利用される場合に、事務手数料や保証料等の契約手数料が無料となるサービスです。本会員制度にご加入頂くことで、当初契約ご解約後、いつでもお気軽にレンタル収納スペースを再度ご契約・ご利用頂けます。但し、本サービスを適用できるのは、会員制度ご加入の上でご契約頂いたお部屋1部屋につき、1契約分で、1回限りの適用です。

※本サービス適用する場合、新しくご契約頂くお部屋を3ヶ月以上ご利用頂くことが必要条件となります。

<ご解約後のリピート契約時 契約手数料無料サービス窓口>

担当部署：株式会社アンビシャス 収納ピット お客様相談室

住所：〒542-0081 大阪市中央区南船場1-3-5リプロ南船場8F

TEL：06-6266-1112 / FAX：06-6266-8882 / メールアドレス：syuno-pit@ambitious8.biz